

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年6月20日
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【縦覧に供する場所】	株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区日本橋1丁目14番7号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注)東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取岩間弘は、当行の第109期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。